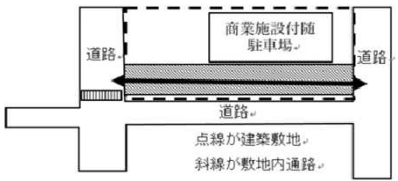
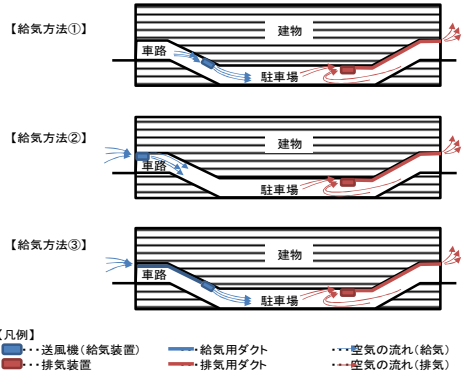
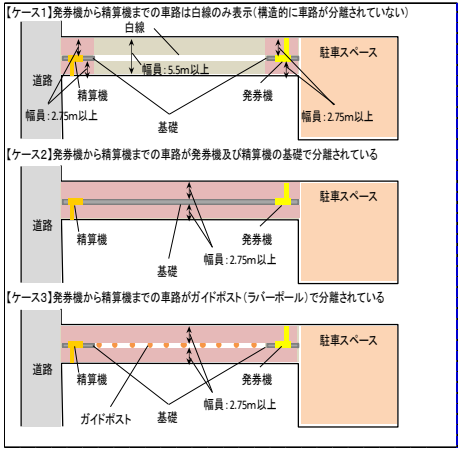
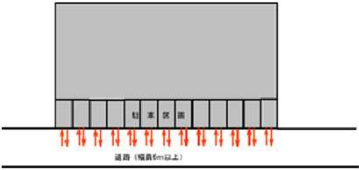


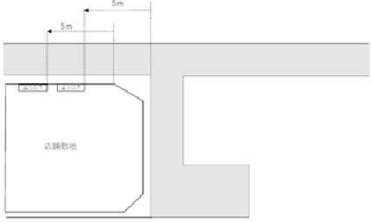
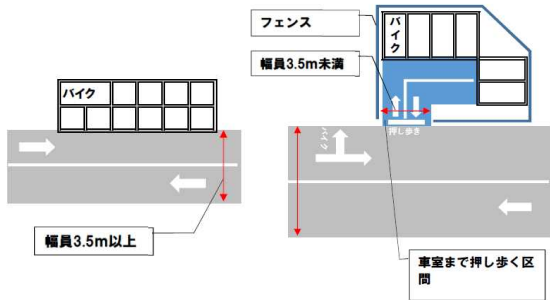
駐車場関係施策に関する質問への回答等

番号	意見、質問等	回答
1	<p>立地適正化計画における駐車場配置適正化区域や都市再生整備計画における滞在快適性等向上区域における特定路外駐車場に対する規制は、既に設置されている駐車場に対して新たな義務が生じるものではないとされているが、本市の中心市街地においては既存の駐車場が街並みの分断や歩行者との輻輳を招いているケースが多数見受けられる。既存の駐車場に対する効果的なアプローチについてご教授願いたい。</p>	<p>既存の駐車場については、新築や増築等の機会をまって規制等への適合を図り、当該区域における駐車場の配置や出入口の位置の適正化を進めていくことが必要と考えます。都市再生特別措置法に基づく駐車場法の特例措置を検討されている場合、個別にご相談をお願いいたします。</p>
2	<p>建築物である路外駐車場車路の縦断勾配について曲線部の勾配(H:高さ/L:水平距離)のL:水平距離は車路の中心線の長さとなるのか。勾配が最大となる曲線内側部分を計測するのはか。</p>	<p>駐車場法上は勾配の計算方法に関する規定はないため、各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
3	<p>令和2年度第34回全国駐車場政策担当者会議Q&Aの24では、道路交通法第2条第1項「一般交通の用に供する場所」とした通路が交差点に接続することから、駐車場法施行令第7条規定第1項又は第2項の出入口の基準に適合されるものと解されますが、同様のケースで「一般交通の用に供する場所」として敷地内の自動車通路(幅6m以上)を路外駐車場出入口の道路とした場合、敷地内の通路と道路法の道路との接続部は、駐車場法施行令第7条の出入口の基準(交差点や横断歩道からの距離等)に適合させるものとしてよろしいでしょうか。 また「一般交通の用に供する場所」の駐車場法における注意点や考え方を示していたら。</p> 	<p>当該敷地内の自動車通路を路外駐車場の出入口とみなす場合、敷地内の通路と道路法の道路との接続部は、駐車場法施行令第7条の出入口の基準(交差点や横断歩道からの距離等)に適合する必要があります。なお、不特定の人や車が自由に通行することができ、かつ現実に通行に使用されている場所であれば「一般交通の用に供するその他の場所」に該当すると考えられます。</p>
4	<p>本市では、駐車場の廃止等の検討を進めているところであり、他市の廃止事例について、あればお聞きしたいです。</p>	<p>当該都市計画駐車場を廃止しても、地域の交通需要の発生・集中状況を踏まえて支障がなく、住民に対して説明責任が果たせるような場合は、都市計画法の一定の手続きを経て、都市計画駐車場の廃止は可能と考えます。なお、都市計画駐車場が駐車場整備計画において位置付けられており、都市計画駐車場を廃止する場合には、法第4条第5項の定めにより駐車場整備計画の変更を行う必要があります。</p>
5	<p>換気の種類について一般的に換気には、次の3種類があると言われてます。 第一種換気(給気:機械、排気:機械)、第二種換気(給気:機械、排気:排気口)及び第三種換気(給気:給気口、排気:機械) これらのうち、駐車場法施行令第12条で規定する「直接外気と交換する能力を有する換気装置」による換気は、給気及び排気の両方を機械で行う「第一種換気」を指すという認識で支障ないでしょうか。</p>	<p>駐車場法施行令第12条で規定する「直接外気と交換する能力を有する換気装置」による換気は、給気及び排気の両方を機械で行う「第一種換気」を指すという認識で支障ありません。</p>
6	<p>給気のために駐車場内に設ける送風機の扱いについて 駐車場内の排気は排気装置(機械)で行う場合において、給気については次の各方法とすることについて、駐車場施行令第12条に適合するか否かについて、本市の見解で支障ないでしょうか。 【給気方法①】車両の出入口から車路を通じて給気することとし、車路の途中に、外部空気を取り込むダクトのない送風機(エジェクターファンなど)を設置する方法。 【本市見解】車路内の空気を送風しており、「直接外気と交換」していると判断できない。ただし、車路が筒状(トンネル)になっており、ほかの方向(建物内など)から空気が流入することが想定されない形状の場合はこの限りではない。 【給気方法②】車両の出入口から車路を通じて給気することとし、外部の空気に接する箇所に送風機を設置する方法。 【本市見解】外部の空気を送風しており、「直接外気と交換」していると判断できる。 【給気方法③】車路の途中に、外部空気を取り込むダクトを接続した送風機を設置する方法。 【本市見解】外部の空気を送風しており、「直接外気と交換」していると判断できる。</p>  <p>【凡例】 ●送風機(給気装置) —給気用ダクト ---空気の流れ(給気) ●排気装置 —排気用ダクト ---空気の流れ(排気)</p>	<p>各地方公共団体において直接外気と交換することができていると判断することができれば、ご認識のとおりで問題ありません。なお、図面等の届出資料から直接外気と交換されていることが確認できない場合、供用開始前に直接外気と交換されていることの確認が必要になると考えられます。</p>

番号	意見、質問等	回答
7	<p>ダクト等を用いず開口部から外気を流入させる装置の扱いについて 駐車場法施行令第12条では、「その内部の空気を床面積1平方メートルにつき 毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置」の設置 を義務付けています。 これに対して、「気流を作り出す気体搬送装置」により、ダクト等を用いず、気流 (※)によって駐車場の出入口等の開口部から外気を取り込み、別の開口部から 内部の空気を排出させるものは、当該条文に基づく換気装置として扱って支 障ないか。 なお、当該条文に基づく換気装置として扱って支障ない場合、給気に関する 装置の設置位置は、車両の出入口から車路を通じて給気することとし、車路の 途中の位置で支障ないか。</p> <p>※「床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上」を満たす気流の考 え方 【前提】・開口部は車路の入口及び出口のほか、複数ある駐車場 ・当該装置は、入口近辺及び出口近辺に設置 ・入口及び出口以外の開口部における自然換気は無視 (トンネルのように、入口及び出口のみに開口部がある仮定で計 算) 【計算】 駐車場床面積(Af) 入口開口部面積(Ae) 出口開口部面積(Ao) 毎時必要換気量(V): Af×14m³/h 入口開口部必要気流(Fne): V/Ae (m³/h) 出口開口部必要気流(Fno): V/Ao (m³/h) 気体搬送装置能力(面風速)(Fp): Fp>Fne Fp>Fno</p>	<p>「内部の空気を床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気 と交換する能力を有する換気装置」であれば問題ありません。設置位置につい ては、直接外気と交換することができるかどうかを踏まえて、各地方公共団 体において適切に判断願います。</p>
8	<p>駐車場法に基づく各種届出の電子申請方法について 「eメール」は、「(平成十四年法律第五十一号)情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「電子計算情報処理組織」 に該当しますでしょうか。</p>	<p>「eメール」は、「(平成十四年法律第五十一号)情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「電子計算情報処理組織」 に該当すると考えられます。なお、詳細については、法律を所管する内閣官房 にお問い合わせください。</p>
9	<p>駐車場法第12条に基づく届出の電子申請方法について 「eメール」ではなく、インターネットを経由して申請を受ける場合、駐車場法施 行規則第1条別記様式に記入されたPDFデータによる届出ではなく、別記様式 に記入する事項(位置・面積・台数・届出者等)をインターネット上で直接入力す る方法。(別記様式に抛らない届出)で届出とすることは可能でしょうか</p>	<p>駐車場施行規則第一条では、別記様式により作成した届出書を提出して行う ものとする。と定めているため、別記様式での提出が必要となります。</p>
10	<p>道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分の扱いについて 駐車場の出入口については、「道路交通法第44条第1項各号に掲げる道路の 部分」以外の位置に設けられることとされていますが、「道路交通法第44条第 1項各号」には、「道路交通法第44条第1項」の本文にある「道路標識等により停 車及び駐車が禁止されている道路の部分」(道路交通法第44条第1項第1～6 号以外の部分)は含まれますでしょうか。 なお、含まれない場合は、その理由についてご教示ください。</p>	<p>「道路交通法第44条第1項各号」であるため、第1～6号を示しています。</p>
11	<p>一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設 けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分の範囲について 駐車場法施行令第8条第2号イにおける「駐車料金の徴収施設」には、入口側 の車路の「発券機」及び出口側の車路の「精算機」等が含まれるものと考えま す。 これらの「発券機」及び「精算機」の多くは近接しているケースが多いですが、 仮に「発券機」及び「精算機」が離れた位置に設置される次の3つのケースにつ いて、「一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収 施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分」の範囲及び 車路の最小幅員の考え方に支障ないか御教示ください。</p>  <p>【ケース1】発券機から精算機までの車路は白線のみ表示(構造的に車路が分離されていない) 道路 幅員: 2.75m以上 基礎 幅員: 5.9m以上 発券機 幅員: 2.75m以上 駐車スペース</p> <p>【ケース2】発券機から精算機までの車路が発券機及び精算機の基礎で分離されている 道路 幅員: 2.75m以上 基礎 幅員: 2.75m以上 発券機 幅員: 2.75m以上 駐車スペース</p> <p>【ケース3】発券機から精算機までの車路がガイドポスト(ラバーポール)で分離されている 道路 幅員: 2.75m以上 ガイドポスト 基礎 幅員: 2.75m以上 発券機 幅員: 2.75m以上 駐車スペース</p>	<p>ご認識のとおりで問題ありません。</p>

番号	意見、質問等	回答
12	<p>駐車場整備計画の変更について 行政が策定する各種計画は、目標年次に沿ってその達成状況等を踏まえて計画の見直すことが一般的と考えますが、駐車場法第4条に基づく駐車場整備計画について、駐車場法第4条第2項第2号を除く各号に変更がなく、第2号についても目標量を達成し、将来需要の増加もみこまれない場合は、当該計画の見直しを行わないことは問題ないと考えますが、国の見解をご教示ください。</p>	<p>駐車場整備計画の目標量を達成し、将来の需給見通して不足が発生しない場合については、現行の駐車場整備計画を見直す必要はないと思われます。自動二輪車や荷さばき車両等も含めた都市の駐車場の現状を把握し、必要に応じて駐車場整備計画の改訂及びそれに基づく駐車場整備推進などの施策を実施するよう、各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
13	<p>集約駐車場の指定の検討について 各種法令に基づき、駐車場条例で一定区域内において集約駐車場を指定し、附置義務駐車場を集約させる手法があるかと思えます。これを導入しようとする場合、行政で新たに駐車場を整備して集約駐車場とすることは本市の財政状況上現実的ではないため、民間の駐車場を指定することになります。そこで課題となり得るのが、集約駐車場の指定方法です。指定を受けた駐車場と受けられなかった駐車場とで、恩恵を受ける者とそうでない者に分かれ、不公平となってしまうことが懸念されます。〔仮に、公募をすとして、条件(例:区域のフリンジに位置する・●●台以上など)を付加してしまうとそのような懸念があります〕 こうした懸念点について、見解をご教示ください。</p>	<p>集約駐車場の位置については、地域の道路ネットワークの整備状況や自動車交通の状況等を勘案し、地域の交通需要の発生・集中状況を踏まえて適切な位置に設定することが求められます。また、集約駐車場の規模については、地域の自動車交通需要や建築物の立地動向、将来の見通し等を勘案し、見込まれる駐車需要を適切に把握したうえで、設定することが求められます。上記を踏まえたうえで、集約駐車場の位置及び規模を、各地方公共団体において適切に定めるべきと考えます。</p>
14	<p>特定路外駐車場の判断について 特定路外駐車場は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において、建築基準法における建築物の敷地内の駐車場は除くとされておりますが、建築物の敷地と別敷地で駐車場を設置している場合、一見して建築物に付随した路外駐車場(隣地で車路や出入口等を共有、歩道を一体として整備するなど)であっても、特定路外駐車場に該当するという認識でよかったですか。 また、上記が特定路外駐車場に該当する場合、届出における路外駐車場の区域が両方の敷地を含むのもであっても同様の判断となりますでしょうか。あわせて、今後の特定路外駐車場の判断において参考とさせていただきたいので、事例や具体例がありましたら御教示ください。</p>	<p>建築物の敷地と別敷地で駐車場を設けている場合は、特定路外駐車場に該当すると考えられます。判断が困難な場合は、個別にご相談をお願いいたします。</p>
15	<p>駐車場法解説の改訂版について 「駐車場法解説-改訂版-」が発行されてから幾度かの法改正を行っており、内容が現在の法令にそぐわないものが見受けられます。再改訂について第34回担当者会議QAで今後検討されるとありますが、検討状況を御教示ください。</p>	<p>「駐車場法解説-改訂版-」については、改訂の必要性も含めて、引き続き検討してまいりたいと考えています。</p>
16	<p>年報調査の簡素化について 毎年行われる駐車場年報調査について、届出において記載すべき事項に含まれない調査項目もあるため届出内容のみでは読み取れず判断に苦慮するとともに事務作業が煩雑化しています。また、各自治体の担当者の判断により正確な調査結果とならないことが懸念されます。つきましては、適正な調査の実施や事務作業の削減に向けて、調査項目の見直しや年報調査に対応した添付書類を義務付けるなど御検討いただけないでしょうか。</p>	<p>路外駐車場に関する届出書等については、駐車場法施行規則により規定されています。駐車場年報調査の回答にあたってご不明点等ございましたら、個別にご相談をお願いいたします。</p>
17	<p>各種届出の副本について 路外駐車場の設置届及び管理規程の届出について、駐車場法では届出の提出部数に定めがありませんが、必ずしも副本は必要ではないという認識でよいでしょうか。 また、附置義務条例においても、各自治体の判断において副本を不要としても問題はないでしょうか。</p>	<p>届出の提出部数に定めはありませんので、副本の要否については各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
18	<p>別添のように駐車マスの両端に乗降スペースを確保したU字ラインを有する駐車場について、駐車スペースの幅員の取り方についてはどちらの考え方が適切であるかご教示いただきたい。 ①U字の芯々を幅員とする。 ②U字の内々を幅員とする。(この場合は、1本線の区間との整合性の考え方も) </p>	<p>駐車場法上は駐車マスの大きさに関する規定はないため、各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
19	<p>民間事業者において計画された大型研修施設において、施設内に一般公共の用に供されない500㎡以上(100台程度)の専用駐車場の整備が計画され、乗降スペースや車路が整備されない密着状態の詰め込み縦列駐車場(横4列×25台)である場合、法令上の問題は生じないか、また円滑かつ安全な走行のための車路確保などの技術的指導を行うことは出来ないかご教示いただきたい。</p>	<p>一般公共の用に供されない専用駐車場は駐車場法の対象となりません。このため、駐車場法の構造及び設備の基準や是正命令等の対象にはなりません。 なお、「機械式駐車場の安全対策に関するガイドライン」や「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」については、駐車場法の対象となる路外駐車場での準拠を要請するとともに、路外駐車場以外に設置される機械式駐車装置についても、準拠を推奨しております。こうしたガイドライン等も踏まえつつ、ご対応をお願いいたします。</p>
20	<p>駐車場の附置に関する届出や、路外駐車場の届出の対象にならない駐車場に関する相談があった場合、どのように指導や助言を行っているか。</p>	<p>附置義務条例や駐車場法の届出対象外の駐車場に関する相談については、各地方公共団体において適切にご対応いただければと思います。 なお、「機械式駐車場の安全対策に関するガイドライン」や「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」については、駐車場法の対象となる路外駐車場での準拠を要請するとともに、路外駐車場以外に設置される機械式駐車装置についても、準拠を推奨しております。こうしたガイドライン等も踏まえつつ、ご対応をお願いいたします。</p>

番号	意見、質問等	回答
21	<p>駐車場法施行令第7条第1項第1号において、縦断勾配が10%を超える道路に出入口を設置できないと定められており、また過去の全国駐車場政策担当者会議において、出入口を設ける道路は交通処理が可能となる交差点間を対象とするとお示しされていますが、前面道路の交差点間の距離が長く、出入口の設置予定箇所から離れた場所で縦断勾配が10%を超えている場合、出入口への影響は少ないと判断して出入口を設置することは可能であるかご教授ください。</p>	<p>当該前面道路は縦断勾配が10%を超えており、交通処理の可否に関わらず、駐車場法施行令第7条1項の規定により出入口を設置することはできません。</p>
22	<p>路外駐車場の届出について(駐車場法第12条)未届の既設路外駐車場の取り扱いについてご教授ください。供用開始後においても届出の処理を行うことは可能ですか。他自治体における同様の事例はありますか。</p>	<p>供用開始後においても、届出対象の駐車場が判明した時点で届出の受理を行う必要があると考えられます。当該事例については具体的な事例把握はしておりません。</p>
23	<p>法第22条において、罰則の規定がありますが、適用された事例はありますか。</p>	<p>罰則の適用事例については把握しておりません。</p>
24	<p>附置義務駐車場における時間貸しの取り扱いや他都市事例についてご教授ください。</p>	<p>附置義務制度は、建築物の新築等に起因する駐車需要の一部をその建築物で受け入れることを義務づけとして確保するものです。また、駐車場法第20条の3において、附置義務条例により設けられた駐車施設はその設置の目的に適合するように管理しなければならない旨を条例で定めることができるとされています。 附置義務駐車施設については、その駐車施設の担保性が確保されることが重要であり、当該建築物による駐車需要に対し専用的に利用できることが必要と考えます。</p>
25	<p>駐車場に関する申請で、複雑な構造や、解釈に困った際の参考資料として、全国駐車場施策担当者会議質問回答集を活用しています。昨年度、エクセルで取りまとめたもののデータをいただいておりますが、より細かいキーワード検索や項目別検索等ができるような専用データベースの作成をご検討願います。</p>	<p>回答集については、エクセルに法令や施行令の該当箇所や関係するキーワード等も記載しておりますので、ご活用いただければと思います。</p>
26	<p>出入口の設置に関する技術的基準について 駐車場法における技術的基準に適合する必要がある駐車場において、自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡未満の場合は出入口の分離を求められておらず、出入口を兼ねることが可能となります。 その場合、図のようないわゆる串刺し式の出入口の設置は設置可能でしょうか。出入口の数及び間口の広さには基準がないため、出入口を設けてはならない箇所に該当しない場合は図のような出入口の設置を駐車場法に基づき制限することは難しいと考えています。</p> 	<p>路外駐車場の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分)の設置については駐車場法施行令第7条で定められており、こちらに該当する箇所には串刺し式の出入口の設置はできないと考えます。 なお、前面道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合には、出口及び入口の10m以上隔離に係る規制の適用外となります。 なお、都市再生特別措置法に基づく駐車場法の特例措置を活用して、駐車場配置適正化区域や滞在快適性等向上区域を設定し路外駐車場配置等基準を定めるなどにより、歩行者交通量の多い道路に面して設置する一定規模以上路外駐車場については、出入口を集約した構造とすること(駐車マスから直接出入りするハーモニカ構造の禁止)等の事項を記載することは可能です。 都市再生特別措置法に基づく駐車場法の特例措置を検討されている場合、個別にご相談をお願いいたします。</p>
27	<p>駐車場附置義務台数の考え方をご教授願いたい。</p>	<p>附置義務台数の考え方の参考となる資料としては、国土交通省が定める標準駐車場条例のほか、駐車場年報において各地方公共団体の附置義務条例の内容をとりまとめております。</p>
28	<p>地方の小規模公営駐車場事業における法適用の必要性について動向や知見を伺いたいです。</p>	<p>駐車場法の対象となる500㎡以上の駐車場は、公共の用に供する程度が高く、車路、出入口の構造、規模やその他の設備について規定しておく必要があるものになります。 駐車のために供する部分の面積が500㎡未満の駐車場を駐車場法の対象とすることは過度の規制と考えます。 なお、都市再生特別措置法に基づく駐車場法の特例措置を活用して、条例で定める規模以上の路外駐車場を設置する際に届出を課することが可能です。都市再生特別措置法に基づく駐車場法の特例措置を検討されている場合、個別にご相談をお願いいたします。 また、一般に、法律が規制されていない範囲については条例で定めることができますので、駐車場法で規制していない小規模な路外駐車場については、各自治体の判断により、地域の実情に応じて、条例で定めことも考えられます。事例としては、金沢市の「金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例」があります。</p>

番号	意見、質問等	回答
29	<p>道路交通法第44条第一項第2号で、交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内に出入口を設けてはならないとなっているが、T字路の交差点において、民地内でブロック塀等を隔切りしている場合、交差点の側端及び道路の曲がり角の起点はどの位置から考えるのが正しいでしょうか。</p> 	<p>交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内に出入口を設けてはならないとされており、交差点の側端又は道路の曲がり角の端点については、各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
30	<p>道路交通法第2条で道路の定義が一般の交通の用に供するその他の場所と明示されており、どの範囲までを一般の交通の用に供するその他の場所と認識するかによって、出入口の位置が変わるため、考え方をご教示いただきたいです。</p>	<p>不特定の人や車が自由に通行することができ、かつ現実に通行に使用されている場所であれば「一般交通の用に供するその他の場所」に該当すると考えられます。</p>
31	<p>駐車場法の路外駐車場の車路幅員の基準(相互5.5m、内法半径5.0m)を満たす車路について、通行箇所が屈曲部であり、荷捌き車両が通行する場合、車両軌跡上は一方通行でないことと通行できない構造となっている。そのため、荷捌き車両が通行する場合は、信号制御により都度どちらかを青信号か赤信号で制御し、一方通行の運用とすることについて相談を受けており、本市としては安全な通行が可能であると考えているが、この場合、第31回全国駐車場政策担当者会議12番回答に記載の、「確実に自動車円滑かつ安全に走行することができる担保」が確保されていると考えて問題ないか。</p>	<p>「確実に自動車円滑かつ安全に走行することができる担保」が確保されているかどうかについては、各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
32	<p>技術的助言に示される路外駐車場の管理規程においては、駐車場内での営業行為が禁止されている。しかし、この規定が、土日の稼働率が低いことに着目した非占有部の活用による賑わいの創出(キッチンカーの配置など)に取り組む場合の足かせとなっている。既存の駐車場のフレキシブルな活用を可能とするような標準管理規定の見直しをお願いしたい。</p>	<p>国土交通省が定める駐車場管理規程例は、各駐車場事業者が管理規程を定める際の参考として策定されたものであるため、各駐車場の管理運営等の状況に応じて追加、削除若しくは変更して適用していただくことは可能です。ただし、駐車場法第13条に掲げる事項は定めなければなりません。</p>
33	<p>駐車場法より路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをさしている。法第13条より「路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。」と記載されている。 この内容より、届出対象であるかどうかは関係なく、路外駐車場である場合は管理規程を都道府県知事等に届け出る必要があると読み取ることができる。本市では、届出対象となる500㎡以上かつ駐車料金が発生する路外駐車場にのみ管理規程の提出を求めているが、届出対象外を含むすべての路外駐車場において管理規程を届けるよう求めるべきなのか教えていただきたい。</p>	<p>路外駐車場管理者は、駐車場法第12条において都市計画区域内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者としております。そのため、届出対象外の駐車場について管理規程の届出を求めものではありません。</p>
34	<p>下図の「車室まで押し歩く区間」についても「車路」に該当するため、駐車場法施行令第8条第2号ハに基づき、幅員3.5m以上とする必要があるか。 【理由】 ・「車路」とは、押し歩くか否かに関わらず、駐車場内で自動車(二輪含む)が通行する部分で、駐車する場所となる各車室を除いた部分全般を指すと考えるため ・駐車場法施行令第8条第1号において「自動車円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること」としているため。</p> 	<p>道路交通法において、普通自動二輪車等を押して歩いている者は「歩行者」と定義しています。一方、駐車場法施行令第八條では、車路に関する技術的基準として、「自動車」が円滑かつ安全に「走行」することができる車路を設けることとしています。そのため、「車室まで押し歩く区間」については、車路に関する技術的基準の適用対象外であると考えます。 なお、車室まで押し歩く区間の構造については、車室まで押し歩くことの担保性の確保や歩行者の安全性等を踏まえて、自治体において適切にご判断いただければと思います。</p>